

事業継続と事業再開の為に資金繰り支援等のご案内

令和2年6月12日

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け、**中堅**：中堅企業向け、**大**：大企業向け

1. 事業継続のための運転資金が心配

個 **中小**

■ 日本政策金融公庫等で**実質無利子・無担保の融資**が受けられます

※対象者は最近1ヵ月の売上が前年又は前々年比で5%~20%以上減少した方、据置期間は5年以内
※借入後3年間の実質無利子化の限度額は、日本公庫は4千万円（国民事業）、2億円（中小事業）
商工中金は2億円（危機対応融資）

■ 民間金融機関で**実質無利子・無担保・信用保証料減免の融資**が受けられます

※対象者はセーフティネット4号、5号、危機関連保証の認定を受け、都道府県の制度融資を活用された方
※据置期間は5年以内、融資上限額は4千万円、借入後3年間は利子補助、保証料は全期間減免

2. 家賃など月々の固定費の支払いが厳しい

個 **中小** **中堅**

■ 事業全般に広く使える**現金が最大200万円支給**されます【持続化給付金】

※対象者は売上が前年同月比で50%以上減少している方
※給付上限は、法人（中堅・中小・小規模）200万円、個人事業主（フリーランス含む）100万円

■ 家賃等に対する**現金が最大600万円支給**されます【家賃支援給付金】

※対象者は1ヶ月の売上が前年比で50%以上減少、又は3ヶ月の売上が前年比で30%以上減少している方
※給付額50万円/月（個人25万円）まで2/3、100万円/月（個人50万円）まで1/3の給付率
※給付上限は、法人600万円/6ヶ月、個人事業主300万円/6ヶ月

3. 雇用を維持したいが給与の支払いが心配

個 **中小** **中堅** **大**

■ 従業員の**休業手当等が最大10/10助成**されます。

※解雇を伴わない場合の助成率は中小企業10/10、大企業3/4
※日額の上限額が15,000円まで拡大
※休業等計画届出の提出が不要、助成額の算定方法の簡素化など、更なる手続きの簡素化

4. 固定資産税等の負担を減らしたい

個 **中小**

■ 建物や設備等の**2021年の固定資産税が最大ゼロに軽減**されます

※事業用家屋、設備等の償却資産に対する固定資産税、事業家屋に対する都市計画税が軽減対象
※3ヶ月間の売上が前年比で50%以上減少した場合は固定資産税等がゼロ、30%以上減少は1/2減免

■ 建物や設備等の**投資後3年間、ゼロ~1/2に軽減**されます

※生産性が年平均1%以上向上する「先端設備等導入計画」を策定した事業者が対象
※事業家屋と構築物を対象追加（機械装置・器具備品などの償却資産は従来から対象）
※2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長（2023年3月末）

5. 生産性革命推進事業による事業再開支援パッケージ

個 中小

補助上限補助率	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B又はC)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・3/4
【事業再開枠】50万円・定額(10/10)※			
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円 1/2	1,000万円・2/3	1,000万円・3/4
	(小規模2/3)	【事業再開枠】50万円・定額(10/10)	
IT導入補助金	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・3/4

※**クラスター対策が必要と考えられる業種(ナイトクラブ、ライブハウス等)はさらに上限50万円を上乘せ**

<特別枠の申請要件>

申請要件は補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資

- A: サプライチェーンの毀損への対応
- B: 非対面型ビジネスモデルへの転換
- C: テレワーク環境の整備

<事業再開枠の対象>

(業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染の防止対策)
 ・消毒、マスク、清掃 ・飛沫防止対策
 ・換気設備 ・その他衛生管理 ・掲示/アナウンス

<公募スケジュール> 6月12日時点

特別枠	持続化補助	もの補助	IT補助
申請開始	3月13日	5月22日	5月11日
申請締切	(3次)8月7日	(3次)8月3日	(4次)7月10日

6. サプライチェーン対策のための国内投資

個 中小 中堅 大

■ 国内生産拠点の整備に際して**設備導入費用の2/3が補助**されます

※対象者はサプライチェーン対策のため国内へ生産拠点等を整備する大企業、中小企業等

※補助率は、大企業1/2以内、中小企業等2/3以内 ※公募期間は、5/22~7/22

7. 出資等による資本増強でV字回復

個 中小

■ 日本公庫及び商工中金等において**資本金劣後ローンを供給**します

※対象者はキャッシュフローが不足するスタートアップ企業や企業再建に取り組む持続可能な企業

※貸付限度額は日本公庫は7,200万円(国民事業) 7.2億円(中小事業)、商工中金は7.2億円

■ **「経営力強化支援ファンド」と「再生ファンド」を創設**します

※「事業引継ぎ支援センター」、「中小企業再生支援協議会」と連携し、第三者承継、事業再生を促進します

8. 返済計画を見直し事業者の資金繰りを確保

個 中小

■ **特例リスケ**によって**最大1年間返済猶予**を金融機関と調整します

※「中小企業再生支援協議会」が金融機関との調整を含めた特例リスケジュール計画策定をサポート

お問合せ先

近畿経済産業局 中小企業課

06-6966-6024



● 経済産業省HP特設ページにパンフレットを掲載しております。

【経済産業省新型コロナウイルス感染症関連】で検索、または右のQRコードよりご確認ください。